

平成14年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

- 1 . 任意的訴訟担当の意義、法律上認められている場合の例、および明文の規定のない場合にどこまで許容されるかの基準について、述べなさい。

【 25点】

- 2 . 民事訴訟における争点整理とはなにか。民事訴訟法は、争点及び証拠の整理手続としてどのようなものを規定しているか。説明しなさい。

【 25点】

論点 [民事訴訟法]

- 1 . 任意的訴訟担当についての基礎的な知識を問う。
 - (1) 意義 第三者の訴訟担当のうち、権利義務の帰属主体の授権にもとづいて第三者の当事者適格が認められるもの。訴訟代理とは異なる。
 - (2) 具体例 選定当事者 (民訴 3 0 条) 。
 - (3) 許容範囲 弁護士代理の原則 (民訴 5 4 条) 、訴訟信託の禁止との関係、判例、学説の考え方に言及する。

- 2 . 争点整理の意義および法定の争点整理手続の内容を問う。
 - (1) 意義 当事者間で争いのない事実を明らかにし、証拠調べを必要とする事実はなにかを確定することによって、口頭弁論における審理の効率化を図ることを目的とする。
 - (2) 準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続 (民訴 1 6 4 ~ 1 7 8) のそれぞれについて、説明する。